印紙

様式第１４号(第5条関係)

物　品　売　買　契　約　書

１　件　　名

　２　契約番号　　　　第　　　　　　　　　　　号

　３　納入場所　　　　指定のとおり

　４　納入期間　　　　　　　　　年　　月　　日　まで

　５　仕　　様　　　　別紙仕様書のとおり

　６　契約金額　　　　金　 　　　　　　　　　円

　　　　　うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額　金　　　　　　　　　　　円

　７　契約保証金　　　金　　　　　　　　　　　　円

この契約を締結するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が両名記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

（本契約の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者の電子署名又はその合意を証する者の電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。）

　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　（発注者）　住所　奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸７７番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　 黒滝村

黒滝村長 　　　　　　　　 　（印）

　　　　　　　　　　　　（受注者）　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　（印）

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

２　この契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる言語は、日本語とする。

３　この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

４　この契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

５　この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

６　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

７この契約に係る訴訟については、奈良地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

　（納入方法）

第２条　受注者は、物品を納入しようとするときは、納品書を発注者に提出しなければならない。

　（権利義務の譲渡禁止）

第３条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（秘密の保持）

第４条　受注者は、当該契約を履行するにあたり、知り得たすべての情報や秘密等について、他に転用、流用又は漏えいしてはならない。当該契約終了後も同様とする。また、受注者は、その使用人に対し、当該秘密の保持に必要な一切の措置を講じなければならない。使用人との雇用関係が終了した後においても同様とする。

２ 他の条文で定めるもののほか、受注者が秘密又は個人情報を漏洩等したことにより、発注者が第三者に対して損害賠償を支払わなければならなくなったときは、受注者はその額を補償しなければならない。

（契約内容の変更）

第5条　発注者は、契約締結後の事情により必要が生じたときは、契約内容を変更することができる。この場合において、発注者は、納入期限及び契約金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（検査及び引渡し等）

第６条 発注者は、受注者から納品書の提出があったときは、その日から10日以内に、受注者が立会いの上、検査を行わなければならない。

２　検査の結果、不良品があるときは、受注者は、当該不良品を直ちに引き取り、発注者の指定する日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前項の規定を準用する。

３　検査に合格したときは、発注者は、物品の引渡しを受け、直ちに受領書を受注者に交付するものとする。

４　検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した物品の損失は、受注者の負担とする。

（危険負担)

第７条 前条第3項の物品の引渡し前に発生した損害は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りでない。

（契約不適合責任）

第８条 発注者は引き渡された物品が種類、品質及び数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その取替え又は不足分の引渡し又は修補による追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による追完をすることができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、発注者は、当該不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

（１）追完が不能であるとき。

（２）受注者が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が追完をしないでその時期を経過したとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約金額の支払）

第９条 受注者は、第6条第3項の発注者が物品の引渡しを受けた後、発注者の指示する手続に従って契約金額の支払を請求することができる。

２ 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に契約金額を支払わなければならない。

３ 発注者の責めに帰する事由により前項の規定による契約金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に契約金額（単価契約の場合は契約金額に仕様書に定める予定数量を乗じて得た額）に対し、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「政府契約における利率」という。）を乗じて計算した額（計算して求めた総額が100円未満のものについてはその総額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（納入遅延に対する遅延料）

第10条 受注者の責めに帰する事由により、納入期限までに物品を納入できないときは、受注者は、発注者に対して遅延料を支払うものとする。

２　前項の遅延料の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、契約金額（単価契約の場合は契約金額に仕様書に定める予定数量を乗じて得た額）に対し、この契約の締結日における政府契約における利率を乗じて得た額（計算して求めた額の総額が1,000円未満のものについては、これを免除する。）とする。

（納入期限の延長）

第11条　受注者は、その責めに帰することができない事由により納入期限内に、物品を納入することができないときは、遅滞なく、その理由及び延長日数等を記載した文書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

（発注者の任意解除権）

第12条　発注者は、物品の納入が完了するまでの間、次条、第14条、第15条又は第16条の規定によるほか、その必要性について客観的に判断できる場合は、契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、次条、第14条、第15条又は第16条の規定により、発注者がこの契約を解除した場合はこの限りでない。

３　前項の損害の賠償額は、発注者が解除に伴い必要となる損害額を算定し、受注者と協議して定めるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第13条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）正当な理由なく、第6条第2項の指定する日までに納入、又は第8条第1項の追完がなされないとき。

（２）受注者が契約の履行にあたり、発注者の職務の執行を妨げたとき。

（３）前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第14条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）第3条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

（２）この契約の債務の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。

（３）受注者がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（４）受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（５）契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（６）前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（７）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

（８）第18条第１項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（暴力団排除に係る解除）

第15条　発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次のいずれかに該当するときは､直ちにこの契約を解除することができる。

（１）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）にあたり、その相手方が第1号から第5号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（７）この契約に係る下請契約等にあたり、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（８）この契約の履行にあたり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

（談合等による解除）

第16条　発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

（２）公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条及び第8条の2の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が受注者に対し独占禁止法第7条の2第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

（４）受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第17条　第13条各号、第14条各号、第15条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第13条から前条までの規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第18条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

２　受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

３　受注者は、第1項又は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、その損害が発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第19条　前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第20条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。この場合において、契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条について同じ。）があるときは、発注者は、当該契約保証金をもって賠償額に充当することができる。なお不足があるときはこれを追徴することができる。

（１）納入期限内に物品を納入することができないとき。

（２）この成果品に契約不適合があるとき。

（３）第13条、第14条、第15条、第16条の規定により物品の納入後にこの契約が解除されたとき。

（４）前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　前項の損害の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

３　第1項各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

（違約金）

第21条　次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額以上の額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条について同じ。）があるときは、発注者は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。なお不足があるときはこれを追徴する。

（１）第13条、第14条、第15条、第16条の規定によりこの契約が解除された場合

（２） 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（２）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（３）受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項各号に定める場合（前項の規定により第1項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

４　受注者が発注者に違約金を支払う場合において、発注者は、違約金請求権と受注者の契約金請求権その他発注者に対する債権を相殺し、なお不足があるときはこれを追徴する。

　（損害賠償の予定）

第22条　受注者は、第16条に該当するときは、物品の納品の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、契約金額（単価契約の場合は契約金額に仕様書に定める予定数量を乗じて得た額）の10分の2に相当する額以上の額を発注者に支払わなければならない。この場合において、契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保又は保険会社から支払われる保険金を含む。以下この条について同じ。）があるときは、発注者は、当該契約保証金をもって損害賠償金に充当することができる。なお不足があるときはこれを追徴する。ただし、同条第1項第1号、第2号又は第3号に該当する場合において、当該命令の対象となる行為が独占禁止法第２条第９項の規定に基づき定められた不公正な取引方法（昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉価に該当する場合その他発注者が特に認める場合は、この限りではない。

２　前項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、請求をすることを妨げるものではない。また、同項の規定により損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかになった場合においても、同様とする。

（契約不適合責任期間等）

第23条 発注者は、引き渡した物品に関し、第6条第3項の規定による引渡しを受けた日から１年以内でなければ、契約不適合を理由とした追完の請求、損害賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（賠償金等の徴収）

第24条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで政府契約における利率を乗じて計算した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２ 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき政府契約における利率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

（黒滝村契約規則等の遵守）

第25条　受注者は、この契約書に定めるもののほか、黒滝村契約規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

　（規定外の事項）

第26条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。